

最高検安第95号
令和7年8月29日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 山 元 裕 史
(公印省略)

行政法規違反の事案における捜査上の留意事項等について（依命通知）

行政法規違反の事案のうち、当該行政法規の解釈が問題となり得る事案においては、当該行政法規を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）が発出する通達・通知等を確認することが必要であることは言うまでもありませんが、特に、当該行政法規違反の事実で立件・起訴された先例が乏しく、当該行政法規の解釈に関する司法判断が示されていないような場合には、検察官が自ら、所管行政庁の担当者から、当該行政法規の解釈に関する事項を聴取するなどし、その解釈について慎重かつ十分な検討を行う必要があります。

その検討に当たっては、罪刑法定主義の観点から罰則の規定及び解釈には明確性が求められること、法令解釈は最終的には裁判所において判断されるものであることに十分留意し、所管行政庁による解釈を漫然と受け入れるのではなく、必要に応じて罰則の制定・改正の経緯を確認するなどして、当該行政法規の規制の趣旨・内容（罰則をもって対処する必要がある行為として想定される行為の内容を含む。）等を的確に把握し、これを十分に踏まえることが重要です。

取り分け、行政法規の罰則のうち、構成要件の一部である義務規定や禁止規定の具体的内容が省令に委任されているものについての解釈に当たっては、当該省令の文言のみならず、前記のような当該行政法規の規制の趣旨・内容に加え

- ① 他の同種の規制における規定振りと当該省令の規定振りとの異同（異なる場合にはその理由）
- ② 当該省令に係る規制が国際的な規制の枠組みに基づくものである場合には、同枠組みの趣旨・内容、同枠組みや他国の規制と我が国の当該規制との異同（異なる場合にはその理由）
- ③ 国民、特に当該規制の対象者に対する所管行政庁の解釈についての周知の程度（当該規制の対象者における当該規制の内容に関する一般的な認識や当該規制への一般的な対応状況等を含む。）

等も的確に把握した上で、これらも十分に踏まえて検討し、処罰対象が必要以上に広範なものとなるような解釈とならないよう、留意する必要があります。

前記のような行政法規違反の事案に係る事件相談への対応や事件の捜査・処理に当たっては、以上の各点に十分留意しつつ、適切に対処願います。

なお、検察庁と所管行政庁との間における往復文書については、別段の例規があるものを除き、法務大臣（刑事局）を経由しなければならないとされていることにも留意願います（検察庁事務章程第27条参照）。